

消費者庁からの課徴金納付命令について

このたび弊社では、消費者庁より 2020 年 12 月 18 日に、不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令を受けた件に関し、本日 2022 年 9 月 16 日に同庁より同法第 8 条第 1 項に基づく課徴金納付命令を受けました。

なお、本件は前述の通り、2020 年 12 月に受けた措置命令に対しての課徴金納付命令であり、新たに措置命令を受けたものではございません。

今回の課徴金納付命令を厳粛に受け止め、引き続き広告表示のチェック体制の強化や社員教育の徹底等、再発防止に努めてまいります。

当該措置命令に関する詳細につきましては、以下をご確認ください。

※[措置命令時弊社 HP ページ掲載文](#)